

請願第37号

請 願 書

平成28年12月5日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75

郡山民主商工会

会 長 七 海 実

婦人部長 熊 田 弘 子

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ474自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正当に評

価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止すべきです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

所得税法第56条を廃止するよう国へ求める意見書を提出してください。

請願第38号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市町東三丁目84番地
郡山市富田町正副区長会
会 長 鈴 木 正 喜
郡山市富田町字町内47番地
富田町防犯協力会
会 長 伊 藤 大 洋
郡山市富田町字向山15番地の5
富田地区保健委員会
会 長 伊 藤 正 行
郡山市富田町字大十内10番地の20
納税貯蓄組合連合会富田方部会
会 長 石 向 正 和
郡山市富田町字向山52番地の3
郡山市富田方部民生・児童委員協議会
会 長 塩 田 ミ 子
郡山市富田町字大十内84番地の12
郡山地区社会福祉協議会富田支部
支 部 長 大 樂 雅 洋
郡山市富田町字町内50番地の1
富田地区明るいまちづくり推進委員会
委 員 長 佐 藤 藤 太 郎
郡山市富田町字町内41番地
郡山市消防団郡山西地区隊第一分団
分 団 長 柳 田 健 一
郡山市富田町字坦ノ腰69番地の5
郡山北地区交通安全協会富田支部

支 部 長 三 浦 富 士 男
郡山市富田町字池向40番地
富田交番連絡協議会
会 長 横 山 茂
郡山市富田町字日吉ヶ丘94番地
富田町体育協会
会 長 渡 邊 信 一
郡山市富田町字北向51番地
郡山地区保護司会富田方部
代 表 大和田 まり子
郡山市富田町字細田29番地の1
富田町文化団体連絡協議会
会 長 伊 藤 厚
郡山市富田町字大十内17番地の5
富田地区防犯指導隊
隊 長 古 川 紀 昭
郡山市富田町字権現林26番地の122
青少年健全育成推進富田地区協議会
会 長 金 子 満
郡山市富田町字上赤沼34番地の40
とみたボランティアグループ
代 表 山 上 ツネ子
郡山市富田町字西原64番地の3
郡山市老人クラブ連合会富田方部会
会 長 野 崎 武
郡山市名郷田二丁目59番地
富田喜楽会
会 長 佐 藤 照 雄
郡山市町東二丁目170番地
富田福寿会
会 長 佐 藤 清 二
郡山市富田町字坦ノ腰2番地88
富田町百合ヶ丘寿会
会 長 渡 邊 一 二
郡山市富田町字下西田45番地の4
向館白寿会

会 長 今 泉 博
郡山市富田町字日吉ヶ丘59番地
七草会
会 長 滝 沢 研 一

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
小 島 寛 子
遠 藤 敏 郎
大 内 嘉 明

富田ふれあいセンターの設置を求める請願

〔請願趣旨〕

富田町は昭和29年（1954年）に郡山市と合併し、現在の富田公民館は、昭和58年（1983年）に新築落成し、昭和63年（1988年）に富田支所が町内分室より館内に移転しました。郡山市との合併時の富田村は669世帯、3,577人（喜久田村との合併分157世帯1,135人を除く。）でありましたが、平成28年11月1日現在の郡山市「統計情報」によりますと現住人口は、世帯数11,111世帯、人口26,230人に増加し、合併当時と比較しますと、世帯数で約17倍、人口は約7倍に増加しており、人口密度は4,000人／Km²を超えております。

富田町は、郡山インターチェンジを有し、東北自動車道、磐越自動車道へ通じ、また、平成9年3月には国道4号から内環状線、国道49号まで「郡山インター線」、平成15年3月には国道4号あさかのバイパスが開通し、交通の要衝として重要な位置を占めるとともに、富田第一・富田第二・富田東土地区画整理事業の推進により住環境が整備され、平成29年春に予定されている新駅「郡山富田駅」設置により、今後ますます人口が増加するものと予想されます。

しかし、富田町は、約2万6千人を超える人口を有しながら、住民が一堂に会するコミュニティ施設がないため、すこぶる不便さを感じております。是非とも高齢化社会に向けて、気軽に憩いの場として利用できるふれあいセンターの設置を全町民こぞって願っております。加えて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難されている被災住民が交流できる施設の整備も求められております。

具体的には、現在の富田公民館は、平成12年に和室が増設されましたが、高齢者には使い勝手が悪く、会議の際には、机、座布団等の出し入れが困難であり、舞台

装置、音響設備がないため、芸能発表会等では、音響設備を借用しなければ利用できません。中央図書館富田分館についても、地区公民館とは云え、蔵書数は少なく、地域公民館と同程度の極小の規模となっております。

また、臨時的に食品の放射能検査を行っている図書室や調理室には冷暖房設備がなく、夏は室内40度近くになることや、トイレ、廊下等にも暖房設備がないため寒暖差が大きく、冬期間の冷え込みは高齢者にとっては、身体に悪影響を与え兼ねないのが現状であります。加えて、1部屋ある会議室は、選挙期間中期日前投票所が設置されることになると、公民館事業やサークル活動を制限せざるを得なくなり、支障を来たしております。駐車場は、施設の利用者数に比較し22台分の駐車スペースしかなく、非常に狭隘なため、公民館で行事がある場合には、行政センター窓口に来所する住民が駐車できず、道路に立ち往生する場面が頻繁に見受けられますし、事故を誘発する危険性も併せ持っております。

富田町については、合併から既に60余年が経過し、社会状況や市民のニーズも変化して来ております。行政側の「本庁から2.9Kmの近距離に位置している富田行政センターの考え方」に、我々住民は違和感を覚えずにはおれません。と云いますのは富田行政センターを利用する住民は、センターにて用が足りると思い足を運んでくれます。そして住民の声を聴いて行政に反映させてくれるのが職員です。しかし、富田行政センターでは、取扱っていない業務が多々あり、用が足りず不便を感じております。今後の少子高齢化社会や2025年問題を考慮しますと、医療、保健、福祉分野についてのきめ細やかな対応が必要な時期に来ております。

つきましては、富田町にふれあいセンターの設置と併せ、富田行政センターの業務内容の在り方についても将来を見据え、市民へのワンストップサービスの機能拡充を図っていただきたく、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

富田公民館の周辺付近に、大槻ふれあいセンターと同規模の富田ふれあいセンターを設置すること。

請願第39号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市小原田2-13-15
郡山年金者の会
会 長 大 澤 宗 男

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
八重樫 小代子

誰でも安心できる年金制度の実現を求める請願

〔請願趣旨〕

厚生労働省は2013年からの4年間で、「特例水準の解消」の名による2.5%削減、マクロ経済スライドの発動による0.9%削減などで年金水準を3.4%削減させました。

その上、「少子化」と「平均余命」の伸びを理由に、マクロ経済スライドを使って、この先30年間も年金を目減りさせ、さらにデフレ経済下でも適用できるように法改正をしようとしています。

年金の実質的な低下によって、消費税増税、物価上昇、住民税や医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権さえ脅かされる状況に追い込まれています。

年金は、そのほとんどが消費にまわります。年金引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体サービスにも直轄する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方財政が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できて好循環になります。

現在、年金は2ヶ月に一度の支給ですが、生活費は月単位です。逆に、年金から天引きされる介護保険料などは「先取り」されています。OECD加盟35カ国のほ

とんどは、毎月支給が当たり前です。

年金削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性は2千万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが100万人を超える異常な状態となる中、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。いま若者に必要なことは非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅な引き上げであり、今と将来の生活に明るい見通しを示し、少子化に歯止めをかけることです。

国連の社会権規約委員会は、2001年、日本が最低保障年金制度を導入するよう勧告しています。その早急な実現は、年金制度に対する若い人の信頼を得ることにつながります。

年金積立金運用機構（G P I F）は、ポートフォリオ変更による株式運用の拡大と、その後の株価下落を受けて2015年度の運用実績は5兆3千億円の損失となりました。さらに、2016年4月から6月の運用実績でもまた多額の損失をつくっています。年金者組合は、安全、安心な運用を求めています。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全、健康で生きること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることを願っています。

つきましては、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 年金の隔月支給を、国際基準並に毎月支給に改めること。
- 2 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4 年金支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。
- 5 年金積立金の株式運用は止めること。

請願第40号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市麓山一丁目1-1
県職員退職者会郡山支部
支 部 長 河 辺 信 雄

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
大 内 嘉 明

地方財政の充実・強化を求める請願

〔請願趣旨〕

自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減さ

れば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

自治体が厳しい地方財政の現状の中、必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続的な地方税財政基盤の確立が不可欠であることは言うまでもありません。2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 自治体が、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策などの重要課題に取り組んでいくため、増大する自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため、社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。消費税・地方消費税の引上げを再延期しても、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずること。
- 3 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 4 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 7 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2017年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 8 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 9 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

請願第41号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市喜久田町字赤沼向4-5
I女性会議郡山支部
議 長 渡 部 衣 子

紹介議員 蛇 石 郁 子
岩 崎 真理子
八重樫 小代子

私学助成の充実強化を求める請願

〔請願趣旨〕

私立学校は、各々の建学の精神のもとで社会の要請に応じて特色ある教育を行ない、公教育の発展に重大な役割を果たしています。個性的でグローバルな人材育成や教育におけるICT化推進など、新しい教育の展開に向けて私立学校が果たす役割はますます重要となっています。

一方で少子化が進む中で各私立学校とも厳しい財政運営を強いられており、授業料等の増額に踏み切らざるを得ない学校も少なくありません。また、私立学校で学ぶ生徒等や家庭の経済状況は悪化しており、保護者の教育費負担は限界に達しています。

我が国の将来を担う子供たちの学校選択の自由を実質的に保障し、私立学校が十分な教育環境を確保するためには、公立学校に比べ財政的基盤の脆弱な私立学校に対する助成措置の拡充が必要不可欠です。また、子供たちの安心・安全のため学校施設の耐震化等も急務であり支援が求められています。

国においては、私立学校教育の重要性を認識し、私学助成に係る国庫補助制度及び地方交付税措置のいっそうの充実・強化を図られることを、強く要望するものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

私立学校教育の重要性を踏まえ、私学助成制度の充実・強化を図ること。

請願第42号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町7-7
郡山地方労平和フォーラム
議 長 田 中 光 一

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飛 田 義 昭

原発コストの利用者への転嫁に反対する請願

〔請願趣旨〕

東京電力福島第一原発事故発生から5年9カ月が経過するなかで、いまだに福島県民8万人以上が避難生活を余儀なくされています。しかし、福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題などが日毎に深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にあります。

さらに、経済産業省と内閣府に設置された3つの有識者会議（東京電力改革・1F問題委員会、電力システム改革貫徹のための政策小委員会、原子力損害賠償制度専門部会）では、原発の廃炉や賠償の費用を電力自由化によって分離された送配電網の使用料（託送料）に上乗せし、原発事故時の電力会社の賠償責任に上限を設定することが非公開で検討されています。原発稼働で莫大な利益をあげながら、リスクや賠償のコストは電力利用者全体に転嫁するなど、とうてい認めることはできません。

また、原発コストを無関係な利用者に転嫁する原発恒久化の試みは直ちに断念することを強く求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

原発コストの電力利用者への転嫁を直ちに断念すること。

請願第43号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22
福島県高齢者退職者会郡山支部
支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 高 橋 善 治
飛 田 義 昭

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める請願

〔請願趣旨〕

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度の見直しのために、本年7月から「軽度者への支援のあり方」などについて本格的な議論を始めています。「介護保険の持続可能性の観点」「要介護3以上の人のサービス重点化」が強調され、社会保障費抑制のために、さらなる利用者負担の増加、軽度者切りが予想されます。

昨年度から、要支援1・2（約175万人）への生活援助サービス（掃除や調理など）は、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、同サービスの質や量の確保について懸念が広がっています。ところが、今回の議論では、要介護1（約122万人）、要介護2（約108万人）の同サービスについても市町村事業に移行する案が出されています。

また、要支援1・2の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点です。さらに、現在、介護サービスの利用料負担は原則1割（昨年8月から一定以上の収入のある世帯については2割）ですが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されます。

生活援助サービスは在宅高齢者の日々の暮らしを支え、高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線です。もしも、軽度者向けサービスの自己負担化や、利用料の引き上げが行われれば、軽度者、低所得世帯などの切り捨てにつながりかねませ

ん。

高齢者の尊厳を守り自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求めます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 要介護1・2の生活援助サービスは、現行通り、介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。
- 2 現在、地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、利用者が安全、安心に暮らせるよう改善を図ること。
- 3 要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増す原則自己負担化を行わないこと。
- 4 介護保険の自己負担割合（原則1割）の引き上げや、負担額に上限を設けている「高額介護サービス費」の限度額の引き上げをおこなわないこと。

請願第44号

請 願 書

平成28年12月7日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市静町25-4
福島県退職教職員協議会郡山支部
代 表 伊左治 満 治

紹介議員 蛇 石 郁 子
高 橋 善 治
飛 田 義 昭
大 内 嘉 明

30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める請願

〔請願趣旨〕

現在の学校教育の現場は、いじめや暴力、不登校等の多くの困難な課題を抱えるなかで、新しい学習指導要領によって授業時数や指導内容が増加するなど、多忙を極めています。少子化によって児童生徒数が減少している状況ではありますが、教職員が複雑化・困難化する子どものニーズにきめ細かく対応し、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出すためには、教育投資を拡大し教職員数を増加させるなどの環境整備が強く求められます。

一方で教職員の定数は、第7次教職員定数改善計画（2001～2005年度）後、10年間にわたって国による改善が行われていない現状にあります。日本の1学級・教員1人あたりの児童・生徒数はいまだ他の先進国と比べて低い水準にあり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた教職員定数の改善が求められます。

財務相の諮問機関である財政制度等審議会財政制度分科会において、財務省は教職員定数を削減する案を示している（2016年11月）が、専ら少子化を理由にして財政削減を図るための定数削減であり、教育現場のかかる課題に応えるものとはなっ

ていません。

教職員定数は、社会構造や教育内容の変化、特別支援や通級指導を受ける児童生徒や日本語指導の必要な児童生徒の増加など、教育現場の抱える課題を踏まえた改善が必要である。国は、義務標準法を改正し、30人以下の少人数学級の拡大を早期に実現するとともに学級編制の標準及び教職員の定数を、計画的かつ確実に改善していくべきです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

子どもたちの教育環境改善のために、30人以下学級を標準とする教職員定数の改善を図ること。